

(6) 京都国立博物館文化財保存修理所規程について(提案館・徳川美術館)

○徳川美術館・徳川館長

われわれ東洋古美術を扱う美術館は保存のための修理をしなければならないという問

—35—

-----[End of Page40]-----

題に常に直面しています。修理について、従来は京都に店を持っておりました保存修理業者に表具の新たな仕立てとともに頼んできたわけです。ところが3～4年ほど前、京都国立博物館の中に京都国立博物館文化財保存修理所という建物ができ、主だった修理業者がその中に入居したわけです。したがって、われわれが従来たとえばAに修理を頼もうとすると、京都国立博物館文化財保存修理所の中のAで行うという運びになります。修理を頼むときは「保存修理工事請負契約書」(下記資料参照)に書き込み、請負業者Aと注文書のたとえば徳川美術館との間で「修理請負契約」を結ぶという形になります。

そして、注文主が仮に徳川美術館といたしまして、徳川美術館がAと契約を結ぶとなりますと、注文主の徳川美術館は京都国立博物館文化財保存修理所使用規程第4条の規程に基づき「当該文化財を京都国立博物館に寄託し、京都国立博物館の行う調査、研究または陳列に協力するものとす云々」という規程に基づくことになります。それからその第5条には「終わったら返すが、それは京都国立博物館が調査、研究または陳列を行う期間は除く」と書いてございます。

「修理請負契約」というのは、美術館側とそれを請け負う表具屋さんの、両者間においての契約です。その契約書の中に、第三者である京都国立博物館の文化財保存修理所使用規程第4条というのがうたわれてきている。われわれはAに頼むのであって、京都国立博物館にもものを寄託する意志はまるきりないわけでありませう。

これははなはだおかしい話であって、こういう常識を外れたようなことを国がされては困る。監督官庁でおられるところの文化庁は、京博に厳重にご注意をいただきたいということでございます。

それと修理をそこへ持ち込みますと、一定水準以上のものならば引き受けるが、何でも引き受けるわけではないらしい。徳川美術館のものはいいと

いわれていますが、これもおかしい話であり、修理する価値があるかないか一体だれが判断するのか、京博が判断をしているんじゃないかとも思える。これはまだ実態はつかんでおりませんが、もしそういうことが本当に行われるとするならば、これははなはだしい越権行為だと思います。これはぜひ文化庁のほうで調査願いたいと思います。

〈資料〉

保存修理請負契約書

上記修理について「発注者A」を甲とし、「請負者B」を乙とし、次の条項によって請負契約を締結する。

(中略)

—36—

-----[ End of Page 41 ]-----

第4条 甲は京都国立博物館文化財保存修理所使用規程第4条の規定に基づき、当該文化財を京都国立博物館に寄託し、京都国立博物館の行う調査研究または陳列に協力するものとするが、その寄託に関する一切の事務手続きは乙が代行するものとする。

第5条 乙は甲から当該文化財を受領したとき以後修理を完了して甲に引き渡しを終了するまで、当該文化財について管理の責任を負うものとする。ただし、京都国立博物館が調査研究または陳列を行う期間は除く。

(後略)

○議長(大原美術館・藤田館長)

いま徳川さんからご撮案があり、店子の話に大家が口を出すというお話でございしますが、何かほかにもそういうご経験—特に古いものをお持ちの館はいかがですか。

○貞観園附設茶道美術館・渡辺学芸員

ちょっと趣旨が違いますが、国立博物館の方が私どものところへ古いものを調査にいらしても、その結果を知らせてくれない。時間がたってもいいのですから調査した結果を教えてくださいたいと思います。

○嘉門会長

美術館会議としてできるだけ早い機会に調査して、向こうの趣旨を確かめてみたいと思います。

○議長(大原美術館・藤田館長)

会長からもよく調査して、善処したいということでございます。この件については終わらせていただきます。